

人為由来と自然由来の汚染土壌は区別できる？(対策編)

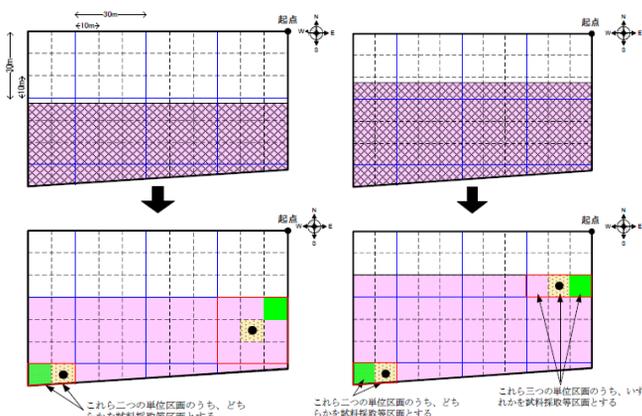
キーワード

土壌汚染対策法、土壌汚染調査、汚染の起源、人為由来、自然由来

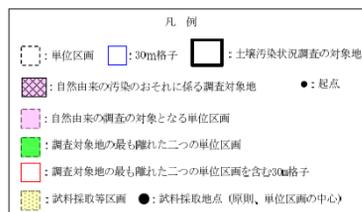
知って得する

～人為由来と自然由来は適した調査を行うことで区別できます～

自然由来調査：900m格子内の最も離れた2つの30m格子内にて土壌採取



- ① 調査の対象となる最も離れた2つの単位区画を含む30m格子を選ぶ
- ② これらの30m格子の中心を含む単位区画を試料採取等区画とする（原則）
- ③ 調査対象地が一つの30m格子内にある場合は、30m格子の中心の単位区画を試料採取等区画とする
- ④ ただし、これらの30m格子の中心が調査対象地の区域内にない場合は、30m格子内のいずれか一つの単位区画を試料採取等区画とする
- ⑤ 試料採取等区画の中心を試料採取地点とする（原則）



環境省土壌汚染対策法ガイドラインより引用

ワンポイント解説

「人為由来の可能性が全くないが、土壌汚染があることが判明した」この原因として、もともとの土地の土壌に基準を超えた有害物質が含まれていることが考えられます。その場合の土壌汚染は自然由来土壌汚染として取り扱うこととなります。自然由来の場合は、人為由来のものとは異なる手法で調査を行うことで、自然由来の土壌汚染として確立することが可能です。人為由来の土壌汚染調査方法と異なり、少ない地点での調査で土壌汚染の範囲を確定することができます（ただし、自然由来の可能性のある土壌を用いて盛土を行った場合の調査は前述と異なります）。

自然由来による土壌汚染の評価は専門的な知識が必要となりますので、当社のような指定調査機関に相談することをお勧めいたします。